

なでしこ

— 第26号 —



全国保健師長会名古屋市支部
(なでしこ会)

なでしこ ―第26号― 目次

▼なでしこ会 会長挨拶

これからの保健師に期待されること

熱田保健センター 栗津 昌枝 …… 1

▼発刊によせて

関係性を構築することの重要性

健康福祉局長 海野 稔博 …… 2

子どもの権利について改めて考える年に

子ども青少年局長 杉野みどり …… 3

幸せを届ける仕事

千種区長 大脇 豊彦 …… 4

行政に関わる機会をいただいて
名古屋市長 浅井 清文 …… 5

▼今をときめく保健師活動

中区における外国人への支援について

中保健センター 梅村みえ子 …… 6

障害福祉窓口の一元化に向けて

緑保健センター 磯部 多恵 …… 7

自立支援型個別地域ケア会議に取り組んで

南区役所福祉課 大橋 加奈 …… 8

▼トピックス

保健福祉センター所長・福祉部長一年生

熱田区保健福祉センター 森 登志恵 …… 9

名古屋市保健師人材育成ガイドライン策定について

健康福祉局健康部健康増進課 荒川 緑 …… 10

▼研修報告

第二回なでしこ会研修会報告

港保健センター 江崎 道代 …… 11

令和元年度全国保健師長研修会報告

緑区役所福祉課 能島 優子 …… 12

令和元年度全国保健師長会東海北陸ブロック研修会報告

中村区役所福祉課 奥村 陽介 …… 13

▼後輩へのはなむけ

定年を迎え、思うこと

名東保健センター 井上 祐子 …… 14

▼新会員の声

新会員になって

南保健センター 山田真由美 …… 15

新会員になって 中村保健センター 佐々木直子 …… 16

新会員になって 千種保健センター 鈴木 愛 …… 17

▼賛助会員だより

この頃思うこと

山羽能吏子 …… 18

心理学って楽しい！名古屋市衛生研究所 原田 裕子 …… 19

リメイク 丸山 路代 …… 20

▼令和元年度全国保健師長会名古屋市支部活動報告

資料 全国保健師長会名古屋市支部（通称なでしこ会）規約 …… 21

令和元年度 全国保健師長会名古屋市支部会員名簿 …… 24

▼編集後記

…… 26

なでしこ会長挨拶 これからの保健師に期待されること

熱田保健センター 粟津 昌枝

会員の皆様には、日々ご活躍のことと存じます。また賛助会員はじめ関係者の皆様には日頃より全国保健師長会名古屋支部（通称なでしこ会）の活動にご理解、ご支援をいただき感謝申し上げます。私はこの度、なでしこ会長をお引き受けすることとなり、その責任の重さを痛感しているところでございます。どうぞよろしくご指導くださいますようお願い申し上げます。

今年は長年課題とされてきた、障害福祉窓口の一元化が行われます。保健センターで行われた精神保健福祉にかかる窓口事務並びに特定医療費助成事務などが福祉課窓口に移管されます。障害関係という切り口で事務が一元化され市民サービス向上につながるものです。その裏でこれまで窓口事務と連動して保健センター内で行われていた保健サービスが、組織をまたぐこととなります。対象者には継続して同じ保健サービスが提供できるよう、組織間連携をより充実することはもちろん、各区の地域特性にに応じて保

健サービスの提供の在り方を検討する必要があると考えます。

保健師活動において、「みる・つなぐ・動かす」はすでに言い古されている言葉ですが、「鳥の目、虫の目」「木をみて森をみる」ように、生活者の場に向き、疫学データなどで「みる」アセスメントにより健康課題を導き出し、組織等に働きかけ「つなぐ」こと、そして解決へのアプローチにより「動かす」ことです。これらは行われているでしょうか。

平成三十年度に全国保健師長会は発足四十周年を迎えました。令和元年度の全国保健師長会活動テーマは「未来を創造する公衆衛生看護活動の展開」、サブテーマに「みる・つなぐ・動かす」が置かれています。改めてこの言葉を噛みしめ、地域に根差した保健師活動の展開を推進したいと思います。

さて、世界に類を見ない少子高齢・人口減少の時代に突入しています。地域包括ケアシステムの対象者は、高齢者に限らず母子や障害者など全ての住民に拡大

しております。生活の場で自分らしく暮らし続けるための「切れ目のない支援」が求められています。名古屋市の保健師は地区担当制を長年継続し、その蓄積が各区において母子事業や介護予防、健康づくりなど地域特性に応じて事業化されています。今後さらなる時代の動きを見据え、実践能力を発揮していくことが重要です。そしてこのことは次代を担う保健師の人材育成にもつながるものと考えます。

昨年は平成から令和へと元号が変わる節目の年でした。令和の時代にふさわしい保健師活動となるよう、初心に帰り新たな気持ちで取り組んでいきたいと思えます。

最後になりましたが、今後とも引き続きなでしこ会へご指導・ご支援くださいますよう、よろしくお願いいたします。

発刊によせて

関係性を構築することの重要性

健康福祉局長 海野 稔 博

令和元年も終わろうとしていた昨年末、気になる二つのニュースが報道されました。

一つは、文部科学省が公表した「学校保健統計調査」です。その中で、裸眼視力が一・〇未満の小中高生の割合が過去最悪を更新したことが大きく取り上げられました。「スマートフォン」の普及などで、近くで物を見る時間が増えたり、屋外で遊ぶ機会が減って、あまり遠くを見なくなったりしていることが背景にあるのではないか」というコメントも紹介されました。

もう一つは、スポーツ庁が公表した「全国体力調査」です。小学五年と中学二年を対象に、各種目の成績を点数化した「体力合計点」が低下し、小五男子は過去最低を記録したというものです。その背景として、テレビやゲーム、スマートフォンの画面を見る「スクリーンタイム」の増加と、それに伴う運動時間の減少などが背景にあるとしています。

以前から私は、子どもの育つ環境に関

心を持っており、特に携帯電話やスマートフォン」の普及については、相当の危機感を覚えていました。今回の二つの調査結果は身体への悪影響を示していると考えますが、それ以外にもSNSを通じての悪意を持ったアプローチ（これは、子どもたちを被害者にも加害者にもしてしまいます）や長時間にわたるゲームなども、健やかな成長を阻害するものと言えるでしょう。

こうした中、たまたま我が家の近くで「どうする？子どものネット・ゲーム依存」という講演会が開催されたので、早速足を運びました。講師は、この分野の著名な研究者である、国立病院機構久里浜医療センターの樋口進氏。そこで報告された実態はまさに依存症であり、特にオンラインゲームは、競争をおおるようなゲーム側の要素と仲間を失う不安をおられるプレイヤー側の要素などが相まって、その依存性は従来のゲームとは質的に異なるものだとのことが印象的でした。対応法なども詳しく説明されまし

たが、まずは適切な指導ができる専門家を増やし、全国の相談体制を充実することが必要でしょう。

さて、この講演の中で最も示唆的だったのは「教員やスクールカウンセラーが、いきなり指導しようとするとうまくいかない」という指摘です。まずは子どもの話をよく聞いて、何が面白いのか受け止める。そうした関係ができて初めて指導ができるということでした。

これは、実は私たちの日々の仕事の中でも意識すべきことではないでしょうか。子どもに限らず、困った状況に直面している人に対し、何らかの指導や保護、支援を行う際には、一方的な関係ではなく、相手の興味や関心、その思いを受け止め双方向の関係性を構築したうえで、対応を進めていくことを常に心がけていただきたいと思っています。

子どもの権利について改めて考える年に

子ども青少年局長 杉野 みどり

昨年四月に子ども青少年局長に就任いたしました。私は子ども青少年局には、課長時代に五年間在籍し、保育事業、青少年育成事業、企画調整事業等を担当し、その後しばらく局を離れましたが、昨年度は子ども未来企画監を務めました。個人的に思い入れの強い子ども青少年局において、局内の職員と力を合わせながら、子どもの福祉の向上や各種施策の推進に努めています。

さて、国が児童の権利に関する条約を批准して二十五年。平成二十八年には児童福祉法が改正され、すべての児童が権利の主体であること等が明確にされました。しかしながら、昨年も千葉県野田市や北海道札幌市における児童虐待事案などが大きく報道され、社会問題となっているように、子どもの権利や健やかな育ちが十分に保障されているとは言いがたい現状があります。

振り返れば、平成二十年四月のなごや子ども条例の制定以降、十年以上にわたり、この条例に基づき、子どもの権利を

保障し、子どもの施策を総合的に推進してまいりました。後に述べる子どもの権利擁護機関の設置というこの時期をとらえ、子ども子育て支援協議会から、施策の方向性や目指すべき姿は今後も継承していくことが望ましいとしたうえで、「なごや子ども条例の改正についての考え方」が提出されました。この中で、子どもの権利は責任を果たすことを引き換えに与えられるものではなく、生まれながらにして保障されるものであること、子どもの権利を保障するのは大人や行政の責務であることを明確にすることが望ましいことなどが示されており、このご意見に基づき、現在、子どもの権利の保障を根幹に据えるという観点から、なごや子ども条例の改正に向けた検討を進めているところ です。

本年一月、栄のNHKセンタービル内に、子どもの権利相談室「なごもっか」を開設しました。これは公平かつ中立的な子どもの権利擁護機関であり、子どもや保護者などからの相談に応じるとともに、必要に応じて調査や調整、勧告等を行うほか、子どもの権利に関する普及啓発を行う拠点でもあります。

話は転じますが、昨年、スウェーデンの環境活動家グレタさん（当時十六歳）が、ニューヨークで開かれた国連気候行動サミットに出席し、地球温暖化に本気で取り組んでいない大人たちを非難し、地球温暖化対策を訴えた様子が大きく報道されました。彼女のスピーチに衝撃を受けた大人は多いと思います。私自身も、子どもは発達段階に応じ支援する対象というだけではなく、権利の主体であるということ十分に認識できているだろうかかと自らに問いかけ、さらに理解を進めなければならぬと強く思いました。

二〇二〇年は子どもの権利のあり方について改めて見つめ直すという意味で、非常に大きな節目になります。子ども青少年局としては、こうした取り組みを通じて、子どもの権利を守る文化や社会の醸成をさらに推進してまいりたいと考えています。

最後になりますが、保健センターや児童相談所、本庁などで活躍されている保健師の皆様のお仕事も、子どもの権利を

保障し、子どもの健やかな育ちを支援する取り組みに深くつながっています。今後とも子ども青少年局の施策にご理解と

幸せを届ける仕事

名古屋市役所に採用されて三十八年が経ち、この三月で定年退職を迎えることになった。新規採用は千種区役所からスタートして、役所人生の最後も千種区役所で迎えることになり、たいへん感慨深く感じている。

役所人生において、多くの先輩・上司に出会った。静かな人、よく動く人、面白い人、議論好きな人、男気のある人など、いろいろな人がいた。そして、仕事をしながら、酒を飲みながら、いろいろな事を教えてもらった。仕事の進め方や仕事との向き合い方など、直接聞いた訳ではないが、それらの人の考え方・所作・雰囲気などから感じたことは、「誠実であること」と「相手の立場になって考えてみること」の二つだ。自分の仕事に対し、疎かにせず、斜に構えず、真つすぐ前向きに対応すること。そして、自分が

ご協力を賜りますようお願いいたします。

千種区長 大脇豊彦

相手側だとしたら、この説明・調整の仕方では納得できるだろうか、考えてみる。勿論これが正解とは限らないが、今でも、この二つが仕事の基本だと思っている。自分がこのように思ったのは何歳ぐらいだったろうか？果たして自分はこのようなやってこられただろうか？そんなことが頭に過る。

テレビの「セブンルール」という番組をよく見る。一般の人の七つのこだわり（自分の中のルール）を紹介していく番組である。ここで紹介される人は、どんなに大変でも、どんなに苦しくても、全員生き生きとしている。そして、頑張っている姿が美しい。前向きな考え方・精力的な動き方が輝いている。自分の仕事に誇りを持っていることが素晴らしい。自分にはとても出来ないことだなあと”思いつつ、感動し、元気をもらっている。

保健師さんも、こんな風に仕事をしているのではないだろうか。市民が生き生きと健康に暮らせるように日々頑張っていると思う。

そういえば、かつて保健師さんにお世話になったことがあるのを思い出した。最初の子が、わずかに低体重だったのだ。自転車に乗って、汗をかきながらやってきた保健師さんは、色々と妻の質問にも応えてくれた。「お仕事、大変ですね。」と言うと、「私は赤ちゃんの元気に笑っている顔が大好きなんです。だから、この仕事は楽しいし、大好きです。」と笑っていた。好きなことが仕事になり、楽しく仕事ができることは、素敵なことだと思う。

名古屋市には大勢の保健師さんがいます。今は、守備範囲が広くなり、地域からの期待も大きくなって大変だと思えます。しかし、仕事に誠実に向き合い、市民の立場になって考え、地域の期待に応えて、地域の信頼を得ることが出来る頼もしい存在です。これから、そういう心強い存在であり続けてほしいと思います。

人生の喜びとは、世の中の人に幸せを届けることです。保健師さんは、それが出来る。

行政に関わる機会をいただいて

名古屋保健所長 浅井 清文

平成三十年四月に健康福祉局に入職させていただき、約一年九ヶ月余が過ぎました。私のような新参者にこのような寄稿の機会をいただきましたことに、関係の皆様は心より御礼申し上げます。

さて、今年度は、五月に新元号への改元があり、十月には即位の礼が執り行われ、令和という新しい時代を迎え、前向きな雰囲気満ちているように感じます。一方で、九州での集中豪雨や台風による風水害が発生し、自然の力の大きさを感じた年でもありました。新聞記事等によりますと、河川の決壊現場などの検証がなされる中で、その地域での災害に関する古くから言い伝えが、科学的にも正しいことが証明されたとのことで、歴史から学ぶことの重要性が再認識されているように思います。

このような中で、街の書店に立ち寄ってみますと、平成の時代や、中には昭和の時代の振りかえりを題材とした本が多く目にとまりました。つい帯のキャッチコピーに騙され、何冊か読んでみたので

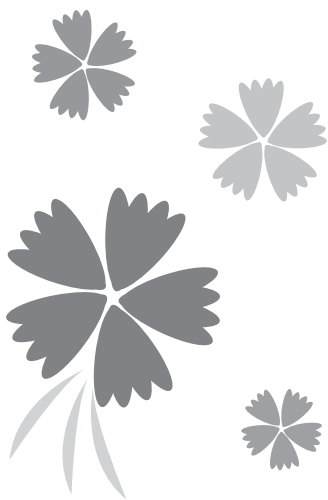
すが、どちらかといえば平成になってからの日本社会の停滞を論じている内容のものが多く、やや暗い気持ちになってしまいました。しかし、中には五十年近く前にもかかわらず、現在の日本における少子高齢社会の到来を予測し、社会としてどのように対応すべきか論じている論説もあり、その時代に現在の姿を見通していた方がいたことに驚きを感じました。

医学・医療の領域は、平成の時代に、バイオテクノロジーやICTの導入により大きく発展を遂げてきましたが、これからは、「Society 5.0」や「第四次産業革命」といわれる人工知能やビッグデータ利用という新しいテクノロジーの活用により、福祉や健康増進などの領域においても、その深化は益々加速することでしょう。

私は、昨年より、健康福祉の行政に関わる機会をいただいたところで、まだ日々生じる事象に対応することで精一杯の状況ですが、医療技術や社会環境が急

速に変化する中、十年後、二十年後の姿を考えての的確な判断が本当に出来るのだろうか、その難しさをひしひしと感じております。ただ、これまで三十年近く基礎医学研究に携わってきましたが、研究では正確な情報は実際に現場で研究を行っている研究者が持っています。これは行政においても同じではないでしょうか。第一線でご活躍いただいている医療職・事務職の方々からの情報やご意見こそ、正確かつ重要だと思います。あたריまえのことかもしれませんが、現場の声を大切にし、かつ、将来を見据えるという欲張りなことを心に置いて日頃の業務にあたりたいと考えているところです。

なでしこ会の皆様には、引き続きご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。



中区における外国人への支援について

中保健センター 梅村 みえ子

人口減少社会の到来に向けて、国は新たな外国人人材の受け入れに向け取り組みを進め、今後ますます外国人の転入が進むと予測されている。当区の外国人は、令和元年十月現在、区民の約十一・五％を占め全国の政令都市行政区と比較しても四番目に高い状況である。特に昨今は、ネパール・ベトナムからの留学生が増え、また、保健センター東側の一帯は、フィリピン人居住者からは「リトルマニラ」と呼ばれている状況である。

日頃の保健師活動においては、在留資格等不安定な環境で暮らす母子ケースや乳幼児健診未受診者の半数を占める外国籍の方への個別支援に追われている。また、結核蔓延国から入国する留学生等の急増により平成三十年の結核新登録者の半数は外国出生者であり内四十五％は留学生が占め、言語を含め慣れない環境で暮らす彼等への服薬支援に苦慮している。しかし、このような個別支援ニーズの高まりに反し、平成二十三年より実施している外国人向け子育て教室参加者は

年々減少の現状から、改めて外国人への支援について検討した。その結果、従来の拠点型教室や情報発信の方法では外国人のニーズに不一致であるため外国人コミュニティ等へ出向く「アウトリーチ型支援」、外国人が注目する「効果的な情報発信」へと転換した取り組みを実施した。例えば、乳幼児を持つ保護者の通う日本語教室にて民生子ども課と協働し子育て相談の実施、区内の大規模な日本語学校へ留学生の健康管理の必要性を説き学校側の意向を取り入れた健康教育の実施、大学研究者主催の「外国人の医療アクセスを考える」フォーラムに参加し支援団体と意見交換し連携を図った。

外国人が安心して暮らせる社会を構築することは、すべての日本人にも繋がるものであり保健分野以外にも防災・福祉等様々な分野を包括した支援を行政全体で取り組む必要がある。無国籍等不安定な基盤で暮らす人々に対し法的支援が困難な中、何とか少しでも人道的な支援ができる社会であることを祈念する。



障害福祉窓口の一元化に向けて

緑保健センター 磯部 多恵

障害福祉窓口の一元化については、利用者にわかりやすい障害福祉の窓口とすること、制度利用の際、関係窓口間の移動の負担の軽減を図ることを目的にして平成二十九年度より検討されてきました。窓口一元化に先立ち、平成三十年度には支所における保健センター業務の拡充として、精神障害や難病等に係る福祉業務窓口を支所管内へ設置し、令和元年度には、保健センター単独庁舎区における窓口の移設として、精神障害や難病等に係る福祉業務窓口を保健センターから区役所庁舎内へ移設しました。

今年度単独五庁舎には精神障害福祉・難病等担当主査として保健師が起用されました。精神障害・難病等の業務が区役所内に移設されたことに伴い、保健と福祉がより強化な連携が図れるよう、そのパイプ役、コーディネーター役として保健師が求められたのだと、強く感じています。

現在、保健予防課職員として福祉課障害担当と並んで業務を行っています。移

設しての利点は一番には市民の足がワンストップになったことです。精神障害の方が障害の程度に応じて福祉医療助成を取得することや、難病患者の方が病状の進行によって介護保険や身体障害者手帳を取得する等、また、転出入に伴う障害福祉手続きに、市民課や税務窓口、保険年金課との間を往来する負担は軽減されました。身体・知的・精神の三障害が同エリアに配置されたことは市民にとってわかりやすい窓口になったと思われるます。即ち、障害者の高齢化や介護、生活困窮、子育て支援など、複合的な福祉ニーズに切れ目なく対応する体制が構築されました。そして、令和二年度からは全ての区において障害福祉窓口が一元化されます。合同庁舎においても障害福祉が一元化されると、より市民に分かりやすい窓口になります。

しかし、課題もあると思われます。精神障害者・難病患者等においては、申請と相談の組織が分かれ、保健センターの精神保健福祉相談員や医療社会事業担当

が福祉課に移管されるため、精神障害者・難病患者等への対応に係る保健と福祉の組織間の連携が確実に図られるよう方策を講じることが必要不可欠です。また、一元化することにより、障害福祉担当の所管する業務の分野が拡大するため、柔軟な対応が求められると考えられます。

今後は、予防的介入の視点を持つ保健と、社会的援助を提供する福祉の視点を切り離さず交互に絡み合わせて支援していく意識を保健予防課・福祉課両方の職員が持ち、同じ行政職として市民サービスの向上を目指すことが望ましいと考えます。

市民の方により優しくてわかりやすい行政窓口になるよう、「市民のための保健と福祉の連携」をこれからも大切にしていきたいです。



自立支援型個別地域ケア会議に取り組んで

南区役所福祉課 大橋 加奈

南区は人口約十三万六千人、高齢化率は二十九・六%（令和元年十月一日時点）と名古屋市十六区の中で一番高く、高齢者四万人が暮らすまちです。高齢者が多いということはマイナスなイメージになりがちですが、見方を変えれば、高齢者が活躍し、輝けるまちとして考えることもできます。

南区で昨年度から始まった自立支援型個別地域ケア会議は、介護保険の基本理念である「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する」ことに立ち返り、支援者が対象者に対して、できることまでしてしまうお世話型から自立支援型への意識の転換を図り、専門職から助言を受け、支援者のアセスメント能力及び専門的能力の向上を目指しています。

いきいき支援センターが開催している困難事例の支援を検討する地域ケア会議から、支援者が一人で抱え込むこと、住民が生活することに精一杯で自身の健康に目を向ける余裕がないこと、病気が悪化し生活が成立しなくなった状態で医療

機関受診をする南区の傾向が見えてきました。重症化予防となる「介護予防」、その人の本質を見る支援者の「アセスメント力の向上」、面的整備となる「多職種連携・ネットワーク構築」を地域課題として捉え、現状を改善させるための一つの手段として、多職種が高齢者の自立を話し、学び合える機会が作れないかと考えました。

名古屋市中初めての取り組みとなるため、モデル区として地域ケア推進課からの支援を受け、関係者で協議し、多様な意見がありました。が、「やってみなければわからない」という結論になりました。各種専門職の理解・協力を得て、開催に至りました。

検討する事例は事業対象者、要支援状態にある高齢者。会議の司会は地域包括ケア担当主査が担い、ファシリテーターは地域包括ケア担当保健師、事例提供はケアマネージャー（いきいき支援センター）、介護サービス事業者、助言者は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、

薬剤師、保健センターの管理栄養士、歯科衛生士、保健師が参加しています。

福祉関係の支援者との事例検討は、対象者へのサービス導入という視点が多いですが、この会議では、本人はどんな人か、望む生活のために必要なことは何かを話し合い、専門職には事例に応じた助言をお願いしています。参加者からは「考え方が広がった」「地域のことを知りたい」「サービスありきではなく、本人の自立支援を考えたい」等、前向きな意見が多く、学びの場になっています。また、専門職の役割理解が深まり、保健・医療・福祉の関係構築にも効果があると考えます。

会議の参加者には、本人や家族、生活環境等をアセスメントした上で、自立に向けて本当に必要な支援は何かを考えて欲しいと言いつづけています。次年度、この会議は全区で開催されます。支援者・専門職の視野を広げ、全体的にスキルアップし、自分らしい生活を送る高齢者が増えることを願っています。

トピックス

保健福祉センター所長・福祉部長一年生

熱田区保健福祉センター

森

登志恵

平成三十年度に保健所体制が変更しました。そして、二年度目であるこの四月から保健福祉センター所長と福祉部長を兼務する立場になりました。今年度は、東・熱田・天白区が兼務をしています。また、福祉部長は区社会福祉協議会の総括理事を担っています。

保健師職としては、初めての役職ですが、地域の健康課題を医療・保健・福祉の関係者や支援機関等と共有し、地域特性を生かした健康なまちづくりを住民と協働して取り組む保健師の視点や経験を活かすことができ、保健と福祉の両方に関われる部署であると思います。これからも保健師が幅広い分野において、能力を発揮して活躍できる機会が多くなることを願っています。

私たち保健師にとって、このような機会に恵まれたのは、体制変更の恩恵かもしれませぬ。また、諸先輩方が地域に責任を持った保健活動を実践し、後輩に綿々と引き継いでくださったことや保健師リーダーとして、後輩をしっかりと育て、

道筋を残してくださったおかげであると感謝しています。

ところで、保健福祉センターと保健センターの組織図や分掌事務は、度重なる検討過程を踏み、議論されたことを承知していますが、実際に外部からはわかりづらいようです。

当初、私を訪ねてこられた方は、まず、四階の保健センターへ行き、一階を案内されて辿り着くことが多くありました。保健センターの事務室に座席はありませんが、時々、朝礼に参加させてもらい、情報収集のために事業の見学や事務室におじゃましています。保健福祉センター所長を名乗ってあいさつをするのは、地域環境審議会くらいでしょうか。

さて、熱田区の福祉部長室は、民生子ども課保護係に最も近く、電話のやり取りや係長と職員間の話し声がよく聞こえてきます。内容によっては、思わず、部屋を飛び出して話に加わってしまいます。いつも活気があり、風通しの良い職場環境であると感じています。

生活保護業務は多岐にわたる知識が必要で、特に生活保護制度の法的理解と高い対人援助技術が求められます。若い職員も多い中、適正な事務執行のために、査察指導員（係長・主査）による進行管理や助言指導、時間外の研修も計画的に行われており、国や本庁の指導監査も毎年度実施されています。また、福祉部の各課いづれも、債権管理を行っており、年間計画を立て、進行管理の実施状況を所管局課と情報共有して取り組んでいます。

しかし、保健師業務に関しては、結核管理業務の指導監査以外、業務の進行管理と助言指導は主査に任されている現状です。これからは主査を含めた人材育成の観点から外部からの評価やスーパーバイズの仕組みがあってもよいのではと思うこの頃です。

名古屋市保健師人材育成ガイドライン策定について

健康福祉局健康部健康増進課

荒川

緑

私が地域看護係に異動となった平成二十八年四月早々に、平成二十八年三月「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会の最終とりまとめ」が厚生労働省から公表されました。その年の保健師中央会議に初めて出席した際の議題が、「自治体保健師の標準的なキャリアラダー」に関する内容で、保健師人材育成について新たな考え方に変わると知りました。

保健センターの保健看護担当主査として保健師の人材育成に携わってきていましたが、体制を作っていく側になり、まず、「キャリアラダー」って何？日本語で言うとなんなんからの始まりでした。これは、各保健師の能力の獲得状況を的確に把握し、能力の成長過程を段階的に整理する梯子のようなものであり、これを基に自らの能力を客観的にキャリアレベルで捉え、今後のめざす方向を見据えつつ自分の成長をどのように積み上げていくかを見える化するものでした。これは自分の能力やこれから伸ばしていきたい能力を考えつつ、職場での経験、研修、

ジョブローテーション、自己研鑽を効果的に行えるものでもあります。この背景には、昨今の保健師免許取得までの教育背景や、自治体に保健師として就職するまでの職務経験が多様化する中で、能力は「新任期」「中堅期」「管理期」のような経験年数に応じて一様ではない状況が全国的にあることから言われています。本市においても採用者のうち半数近くが職務経験のある現状であり、現在行っている経験年数別の研修の見直しの必要性を感じていたところでした。

こうした方向性を踏まえ、本市においても新たな名古屋市保健師人材育成ガイドライン策定に向け、名古屋市保健師人材育成ガイドラインキャリアパス作成検討委員会を設置し、また、保健センター保健師連絡協議会をワーキンググループとして様々の経験年数のメンバーによる協議を行いました。名古屋市の地区担当制を基盤とした活動を反映し、これからの経験を重ねる保健師が利用しやすいことが重要と考えながら人材育成ガイドライ

ン、キャリアパスを二年にわたり作成作業をし、今年度中に発行予定となりました。

地域看護係に来て保健師全体を見る立場になり感じることは、「保健師の力は大きい！」ということです。本市は領域を隔てない地区担当制の活動経験から、地域全体の健康水準向上を意識した活動を展開しており、ジェネラリストの能力を統合的に獲得し実践する力を持っていることです。名古屋市保健師人材育成ガイドラインに「キャリアラダー」「キャリアパス」を位置付け、それらを有効に活用することで、今後も複雑・困難化する健康課題に対応していける能力の育成を図り、すべての住民の健康づくりを支援する保健師として、市民の健康指標の向上に寄与できるよう努めてまいります。



研修報告

第二回なでしこ会研修会報告

港保健センター 江崎道代

令和元年十二月十四日午前十時より、ウインク愛知におきまして、なでしこ会員と名古屋市の保健師を対象に、「まじゅう元氣!!保健師活動の核」をテーマに研修会を行いました。参加者は三十二名でした。

今回の研修会は、名張市役所福祉子ども部支援推進担当理事兼子育て世代包括支援センター長の西寫知子様より講話をいただき保健師活動の学びを深めました。

平成二十五年厚生労働省健康局長通知として地域における保健師の保健活動に関する指針が出され、「保健師はライフサイクルを通じた健康づくりを支援するため、ソーシャルキャピタルを醸成・活用すること」とされています。今回の研修では、名張市がどのような仕掛けをしてソーシャルキャピタルの醸成を図っているかを講演していただきました。

名張市は、「平成十五年度に財政状況から既存の地域役員制度を廃止し、小学校単位で地域づくり組織が個性ある地域

づくりをする方針」が打ち出され、平成二十一年度から「まじゅう元氣プロジェクト」として、生活習慣病予防、介護予防を地域住民と協働して展開しています。具体的には、生活習慣病予防重点プロジェクトを立ち上げ、特定健診・がん検診受診率向上を図るために、保健師が統計データを活用し、地域住民と地域課題を共有して活動を始め、その後発展して地域ごとの健康づくり計画を策定し、地域の状況に応じた実行可能な取組みを住民主体で考え、実行されています。

そして、健康づくり・介護予防の担い手として「まじゅう元氣リーダー」を養成し、地域の中心となって様々な健康づくり・介護予防の取組みがされるようになりました。その活動を維持するために、活動報告会も開催されており、他地域の情報を得るとともに、市長の出席や大学教授からの講評をしてもらうなど地域住民の意欲を向上させる仕掛けもされています。地域づくり組織の中で認めら

れることが、主体的活動、活動の広がり、のきつけになっていると報告されていました。

その中で保健師は、データの整理、地域への働きかけ、リーダーの養成、報告会の開催等、

地域住民が主体的に活動できる仕組みづくりをしていることがわかりました。

また、名張版ネウボラの紹介もありました。地域診断により課題と強みを整理し、地域の強みである既存資源（ひと・もの・しくみ）の力を引き出し、コーディネートすることで、母子保健における課題を解決し、必要とする子育ての支援を住民とともに生み出す、セーフティネットワークのしくみを作る、地域づくり活動・生涯学習活動・地域福祉活動の拠点としてスタートまちの保健室地域の福祉資源を結ぶ大きな地域福祉ネットワーク（人と人、人と地域）を結びつけ、全ての妊産婦や乳幼児の保護者に対する伴走型の予防的支援できる環境を整え、よろず相談所となっており、困りごとが小さ



講師 西寫知子氏

なうちでも情報が入るようなきめ細やかな支援ができています。

ソーシャルキャピタルの醸成に向けて、地域の社会資源をどのように活用す

るかどんなニーズがあるか、将来イメージを持ちながら、効果のある仕組み作りを地域住民の声を聴きながら作り出しているところが素晴らしいと思いました。

令和元年度全国保健師長研修会報告

緑区役所福祉課 能島 優子

令和元年十一月十四日・十五日に岡山市で「地域に責任を持つ保健師マインドを育てるリーダーの役割」というテーマで全国から約三〇〇名の方が参加され、活発に活動報告や意見交換がなされました。

いいところを見つけて褒めることができる。また、スクラップ&ビルドができ、地区全体を診ることができ、人材育成ができ、チャレンジしていく場を作ってあげることができると等の意見が出されました。

まず「ともに育ち合う保健師人材育成に果たすリーダーの役割」と題して国立保健医療科学院・成木弘子主任研究官の講演の後、シンポジウム「保健師人材育成に果たすリーダー保健師の役割」として看護大学の立場から保健師現任教育に期待すること、県と市町村が協働で進める人材育成などの実践報告がありました。グループワークでは、「保健師人材育成に果たすリーダーの役割」をテーマに意見交換をしました。保健師のリーダーはビジョンを描け、上司を説得でき、

午後は、「これからの保健師活動に求められること」と題して全国保健師長会・山野井尚美会長の講演があり、自治体の保健師は業務拡大、分散配置が進んでいくが、行政保健師は、地域のニーズを予算化し、制度や新たな仕組みを作ることができる人である。地域に責任を持ち、直感を大切に真摯であれば、仲間や理解者が増えると熱い気持ちをお話しくださいました。

二日目は「地域特性に応じた保健師活動の推進」として講演がありました。保

健師の活動は自治体において地区担当制、業務分担制で活動をしているが、研究では、地域に出向くことができる環境であることが望ましいが、活動体制に関わらず地区活動は行うことができるという結果になったとのことでした。

最後に「災害時及び災害を想定した平時からの保健活動の推進」ということで講演と実践報告がありました。大阪府茨木市において災害時公衆衛生活動指針を策定、連携・訓練をしていたが、発災時は支援者もなかなか来ることができず、避難所は住民の自主的な運営と訓練していたが、実際に被災したら誰も来なかったなど反省点がありました。発災後にはアクションカードを誰でも動くことができるように細かく記載し、自治体の保健師でないとできない活動と自治体の保健師でなくてもできる活動（受援体制づくり）を明確化し役割分担を再確認したとのことでした。いつ起こるかわからない災害において被災自治体の生の声を聞けたことは貴重な機会となり、自身の活動に反映していくことが大切だと思いました。

二日間、全国の保健師の方々と交流す

ることができ見分を広げる機会をいただきありがとうございます。今後も研鑽

を積み職務に務めていきたいと思います。

令和元年度全国保健師長会 東海北陸ブロック研修会報告

中村区役所福祉課 奥村陽介

令和元年八月二十四日（土）、岐阜大学サテライトキャンパスにて「全国保健師長会東海北陸ブロック研修会」が開催されました。七つの県から総勢約百四十名、なでしこ会からは十四名の参加となりました。

今年度は、「保健師活動の可視化及び質の向上への取組」他職種や多様な組織等との連携による地域に責任をもった活動の強化を目指して「をテーマとして、活動報告や実践報告、グループワークが行われました。

午前の部では、全国保健師長会堀田彰恵副会長から、全国保健師長会の成り立ちやあゆみ、各学会・委員会の活動について紹介されました。保健師活動を国等に伝えていくうえでも重要な役割を持つ組織であることを再認識するとともに、保健師長会への加入の必要性を実感しました。

続いて、研究報告として宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所の築場玲子氏から「災害時の保健活動の推進」マニユアル改定に向けて」と題して、改正マニユアルの特徴について説明がありました。

午後の部では、実践報告として日進市における認知症カフェの取り組み及び名張市における保健師の人材育成についての紹介があり、前札幌市地域包括ケア推進担当部長の岡島さおり氏から他職種連携についての講演がありました。今回の研修会でこの講演内容が一番印象に残りましたが、「連携」という表現は日頃からよく使っているものの、本質を理解したうえで「連携」になっているかどうかを考え直す機会となりました。関係機関や住民と「連携」することは必須です。そのため、住民や他職種に対して、保健師は何をする人で、何ができるのかを示

し、理解してもらう必要があります。講演を通して、保健師活動の可視化を意識すること、意図的に見せることの必要性を改めて認識しました。さらに、その前提として、誰のために・何のために取り組むかを明確にすることが大切であるというお話もあり、それぞれの機関、職種の役割を理解したうえでの意味を持った「連携」をしながら、目的と責任を共有する関係となっていくことが重要であるということ学びました。

プログラムの最後のグループワークは、私用のため参加できませんでしたが「他職種や多様な組織等と連携し地域に責任を持った活動を推進するためには」というテーマのもと、短い時間の中でも熱い話し合いとなったのではないかと思います。

今回の研修会では各自治体における取り組みの実践報告を聞くことができ、大変有意義なものとなりました。このような機会をいただいたことに感謝するとともに、今後の保健師活動に活かしていきたいと思います。



後輩へのはなむけ 定年を迎え、思うこと

名東保健センター 井上 祐子

昭和五十七年四月に西保健所に就職し、三十八年間の保健師活動がスタートしました。同年、老人保健法（当時）が施行され、四十歳以上を対象とする保健事業が市町村に位置づけられました。そうした中、当時の指導保健師さんから、早々に地域に送り出され、高齢者や母子を中心とした家庭訪問や老人保健学級（当時）を手探りで開始しました。現場を知ろうと時間があれば地域に出ていた日々でした。住民や関係機関等との継続的な関わりの中で、着実に顔の見える関係づくりができ、純粋に、「家庭訪問や健康教育って楽しい！」と思えた時期でした。

こうして、三か所目の保健所に異動となり子育ても一段落し、これから自分はどうしていくのかを考えていた頃、名古屋市高齢者療養サービス事業団（当時）へ、訪問看護ステーション立ち上げのための出向の話を頂き、「仕事の視野を広げたい！」とお受けしました。介護保険施行年までの四年間、ケアマネジャーや

訪問看護事業に携わりました。ケアマネジャーとして介護保険認定調査を実施する中で、調査の客観性・公平性ゆえに本人・家族の希望に添えられなかったジレンマや、訪問看護で初めて利用料を頂いた時の緊張感等、行政の中だけにいたら経験できなかった貴重な学びがありました。

この事業団での経験が、昇任試験を受けてみようと思った契機になりました。事業団には後に、主査に昇任してからも、最後の出向の二年間を今度は本部の訪問看護課長として従事しました。全体の経営の視点や、事業団が運営する各区訪問看護ステーションの調整等、現場と違う大変さもありましたが、周囲の方のサポートで乗り切ることができました。

昇任後の初めてのポストは、区役所民生子ども課子ども家庭支援担当主査でした。以前より漠然と、子ども分野の仕事もしてみたいとの思いもあり、内示を受けて不安の中にも期待感がありました。二年間でしたが、児童虐待・DV対応、

子育て支援ネットワーク、保育園長会、子ども会等、幅広い仕事を経験でき、各々の場面で築いた関係者の方とのネットワークづくりは良い思い出です。

最後の九年間は、保健所保健看護担当主査として従事しました。正直な所、日々の複雑な業務を一つずつ、精一杯行う中で九年間が終わろうとしている、そんな心境です。主査としてもっと強いポリシーを持つて臨むべきだった、もっと効率的に仕事ができたらよかった等、今となっては反省することしきりです。しかし、自分のカラーは変えられず、その都度、真摯に人と仕事に向き合ってこれたこの思いもあります。

最後になりますが、無事定年を迎えられるのも、多くの方の支えがあったからこそと感謝いたします。本当にありがとうございます。皆様のご健康とご活躍を祈念いたします。

新会員の声 新会員になつて

南保健センター 山 田 真由美

名古屋市に就職して二十二年が過ぎました。これまで、保健センター（保健所）に勤務していたため、他部署の経験はありませんが、地区担当や子育て総合相談窓口、分室担当の保健師として、地域の方たちと直接関わる仕事ができ、とても充実していました。

保健師になる前は、看護師として病院に就職し、未熟児や先天性の疾患を持つ赤ちゃんたちが入院する新生児集中治療室に勤務していました。退院していく赤ちゃんやその親御さんたちを見送る中で、退院後の生活を支援する保健師を思い出しました。看護学生の保健所実習で、指導保健師の方と一緒に家庭訪問に行き、一〇〇〇gにも満たない体重で生まれた赤ちゃんが退院した後、子育てをするお母さんに寄り添う保健師の様子がとても印象に残っていました。この経験が保健師を志す動機となり、看護師を辞めた後に保健師学校の受験をチャレンジし今に至っています。

新任期の頃は、母子だけでなく、高齢

者や難病、結核、精神など、様々な方が対象となるため、自分の知識や経験不足で、落ち込むことが多くありました。その中で、先輩保健師の方からもらったアドバイスや励ましはとても心強かったです。

分室を担当していた時に、子どもの夜泣きで悩み、駆け込み寺の様に、頻繁に分室に来ていたお母さんがいました。しばらくしてから、子育てが楽しく思えるようになったことと感謝の気持ちが進められた手紙をもらいました。仕事で行き詰まることもありますが、住民の方たちから元気をもらい、続けてきて良かったと思えることがたくさんあります。

私が名古屋市に就職した頃は、寝たきりの高齢者の家庭訪問が多く、地区組織活動も高齢者対象の教室が多くありました。法改正や社会の変化などもあり、母子の家庭訪問の割合が多くなっています。が、地域を担当して、一人ひとりが安心して、地域で暮らすことができるために、地域全体を見て活動していくことは、以

前から変わっていません。

この原稿を書いている時は、すでに保健センターで主査として勤務しています。未経験のことが多く、目の前にある仕事に慌ただしく追われている状況ですが、なるべく、一つひとつの仕事を丁寧に、誠実に向き合えたらと思っています。昇任試験を受ける時、「昇任すると仕事の幅が広がり、やりがいもあるよ」と言われた事があります。今、その言葉を実感しています。これから、より幅広い視野と考え方を持たないといけないと思っています。国の動向や社会情勢に敏感になり、情報収集と知識を増やすことが必要です。先輩保健師の方たちが、今まで培ってきた功績を受け継ぎ、次の世代へとつなぐことができるように、長期的な見通しを持って、努力していきたいと思っています。今後とも、ご指導のほどよろしくお願い致します。

新会員になって

名古屋市に就職して二十年目を迎えました。私は、名古屋生まれの名古屋育ち、生粋の「なごやつ子」で、市民のために貢献したいと本市を志願しました。区役所に五年、保健センター（保健所）に九年、本庁に六年と、様々な部署を経験しました。元々は、高校生の頃、赤十字病院の医療チームが、海外の被災地に派遣される報道を見て、敵味方の区別なく中立的な立場で支援を行う、その「国際人道」「公平」な潔い姿に、かつこ良さを感じて、看護職を目指しました。看護師として、赤十字病院のHCU・脳神経外科混合病棟で勤務した後、保健師として、社会福祉協議会で在宅介護支援センターの立ち上げ支援、民間企業の健康管理室で職員健診等も経験しました。これらの経験の中で、どのような学びを得て、どのように今度の活動に活かしていくのか、私の思いを三点、紹介させていただきます。

まず一点目は、多職種連携・協働の重要性です。最初に配属された区役所、その後の本庁では、係内の保健師が私一人

中村保健センター 佐々木 直子

であり、行政職員や多職種の方と、連携・協働する機会が多く苦慮しましたが、それぞれの役割を正確に理解し合うことが、連携・協働の第一歩となりました。非常に有意義だったのは、行政職の業務内容について、丁寧にご指導いただいたこと、また実際に、事業の構築を一から担当できたことです。市政の理解が深まっただけでなく、行政職の職務に対する気概や役割が理解できました。「保健師としての役割は何か」を常に問い続け、保健師の業務内容を発信し続ける努力が必要だと考えます。また、保健師の意見を政策に反映していくためには、行政職員の力が必要不可欠であるため、その連携・協働の構築方法を、検討していきたいと考えています。

二点目は、目的意識や課題意識を持つて業務にあたることです。最初の保健所勤務では、担当する小学校区の業務だけやっていたのは、経験に偏りが出ると危惧し、他の小学校区を担当する先輩方から頼んで、結核の支援ケースや地域活動

を紹介していただきました。結果的に、多くの先輩方からの確なご指導をいただき、学び多き充実した経験だったと実感しています。今後は、後輩保健師の経験に偏りが出ないよう人材育成に配慮し、業務に追われて消極的にならないよう、業務の効率化について提言していきたいと考えています。

三点目は、広い視野をもつ重要性です。保健センターで支援を行っていると、外国籍の方が年々増えており、抱える問題も国際化しています。また、他国の問題は、対岸の火事ではない状況にもあります。今、世界規模で包括支援を推進するために、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」支援を、現場レベルでも徹底し、十七の目標を達成していけるよう、意識を高めていきたいと考えています。

今後とも、ご支援、ご助言、ご指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。



新会員になって

名古屋市の保健師として採用されて三年目となりました。大学に入学し看護学を学ぶまで、医療は患者さんが治療される側、医療者が治療をする側というイメージを抱いていた私にとって、地域保健の学びはそうした固定概念を覆すものでした。地域での主役は住民であること。保健師は住民に寄り添い、強みを引出し、住民同士がつながることで主体的に健康づくりができるよう支援する専門職であるというところに魅力を感じ、そうした支援ができる保健師になりたいと志すようになりました。看護学生時代の実習施設は現在の緑保健センターで、そこでの経験は今でも鮮明に覚えています。家庭訪問、健康教育、健康診査など、直接的な住民への支援を通して、またそうした場所へ出向く途中でも地域の情報に常にアンテナを張って地域の実態や住民の声を捉えて活動している先輩方の姿に刺激を受け、名古屋市の保健師として働きたいと強く思ったことを覚えています。

以前、学区担当の保健師として継続支

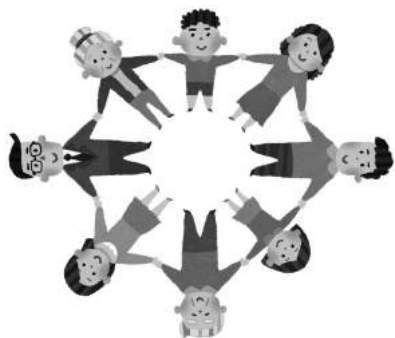
千種保健センター 鈴木 愛

援をしていた家族の母から、「周りの人は否定的なことを言うけれど、保健師だけは味方になって一緒に考えてくれる。」と言われたことがありました。その家庭は、家族全員が障がいを持ち、要保護児童対策地域協議会で様々な機関が連携して関わっていた家庭でした。この経験を振り返ると、子ども側からの視点や医療の視点からそれぞれの立場で指導や助言をする支援者はいましたが、家族全体の状況をみてアセスメントし、対象者に寄り添いながら家族のセルフケア能力を高めていけるよう支援できるのは、保健師ならではの視点なのではないかと考えました。

昨今の少子高齢化の進行や社会環境の変化により、保健や福祉を取り巻く状況も大きく変化しており、支援機関の数や役割も増加しています。そのような中で行政の保健師に求められる役割は、個別のケースを家族全体の視点で捉えて支援をすること。それぞれの機関の役割や強みを捉え、関係機関をつないでいくこと。

そうした個別の支援から捉えた地域の課題に対する取り組みを、関係機関との協働やシステム構築の視点で働きかけていくこと。また、区や市の事業や施策に生かすよう働きかけていくことだと考えます。

私はこれまで保健センターの学区担当、分室担当、本庁、そして本年度からは保健センターと福祉課を兼務する保健師として活動させていただいています。どの立場であっても保健師として大切なことは、個別と地域支援の両輪の視点を持ち、予防の視点から住民の健康づくりを支援していくことです。これまで先輩方から学んだことを、後輩にも伝えていきながら精進していく所存です。今後ともご指導の程、どうぞよろしくお願いいたします。



山羽 能吏子

令和元年、嬉しいことが二つありました。

一つは、保健師の部長誕生です。かつて「なでしこ会」会長をしている時に全国保健師長会副会長を平成十五年から二年間させて頂きましたが、他県・他都市は本庁の課長もしくは主幹が多い状況でした。本庁に、課長職をと願ってききましたが夢が実現しつつあり嬉しく思っています。今後とも継続して欲しいところです。

二つめは私事ですが、令和元年六月十八日愛知県看護協会通常総会において「愛知県看護協会名誉会員」が承認され会員証を頂きました。就職と同年に会員になり委員・役員としての活動を思い出し、職場や仲間を支えられたお陰と感謝しています。

また、名古屋市が医師会等と連携し「保健・医療・福祉」の連携を柱に実施した【在宅療養支援事業】は、連携が密になり多くの波及効果が得られました。この事業は介護保険制度が始まり移行されました

が困難な事例にも対応できるよう力をつけ、最後の職場となった名古屋市在宅療養サービス事業団で「保健・医療・福祉・介護」に関わる中で大いに役立ったと思います。

愛知県内に今や七百以上・名古屋医療圏に三百以上の訪問看護ステーションがあり、現在一般社団法人愛知県訪問看護ステーション協議会の役員をさせて頂いています。「地域包括ケアシステム」構築において訪問看護の役割が大きいことを痛感しているところです。

令和元年十二月「日本看護サミット・訪問看護サミット」が初めて共催され【全世代型地域包括ケアシステム】が発信されました。軽度認知障害への取り組みはじめ、以前にも増して介護予防が注目されています。地域の診断や連携をベースにした行政の保健師の力量が試されるのではと思います。

最後に好きな一節を「人生フルーツ」から【風が吹けば、枯葉が落ちる。枯葉が落ちれば、土が肥える。土が肥えれば、

果実が実る。こつこつ、ゆっくり】番組のナレーションは女優の樹木希林さん、春日井市の建築家・津端修一さんと妻英子さんの暮らしぶりは、まるで現在の桃源郷のよう。夫妻のモットーは「年を重ねるごとに美しくなる人生」。このように心豊かに暮らせたらいいなと、時々この一節を口ずさんでいるこの頃です。



心理学って楽しい！

名古屋衛生研究所 原 田 裕 子

今年度、公認心理師試験を受験できることになり久しぶりに受験勉強(?)しました。この資格は心理職唯一の国家資格になったことで公認心理師法に位置づけが明文化されました。例えば第四十二条では、私たち医療職と同じように主治の医師がいる場合はその指示を受けるとなっており、業務を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等との連携を保たなければならぬとなっています。

勉強しながら、この学びは保健指導の場面や仕事ととても絡み合っていると思うことがたくさんありました。初めて知る内容、改めて心理学としての理論が確立していたことを確認できたことなど、とても楽しいものでした。そこで少し紹介したいと思います。

ナッジ理論というのが世界で注目されています。これは、「人の行動は直感的で不合理だ」という前提のもとに人間の行動を心理学、経済学の側面から研究したものです。これは私たちの社会の様々な場面で利用されています。がん検診の

受診率を上げるために、啓発をどうやっていこうか?という課題にもこの理論が役立っています。例えば、がん検診受診の案内や申し込みフォームの文章表現について、対象者に選択の余地を残しながらもより良い方向に誘導する仕掛けをする、この導きがナッジです。これを親子のゾウの関係でイメージすると、①親のゾウが子ゾウを自由に歩かせて、親はそれに注意を払わない(リバタリアニズム)、②子ゾウを背中に乗せ、道を選択する自由がない(パターナリズム)、③鼻で子ゾウをそっと押しながら歩く、この③がナッジ理論です。何かを決めなければいけない時、選ばなければいけない時、私たちは直感的にこの作業を負荷と感じてしまう、だからその負担をうまく取り除いていく仕掛け(技術)が重要なんです。

こんな理論があるんだって思わず笑ってしまったこともありました。「シャーデンフロイデ」ってドイツ語を聞いたことがありますか?感情の喚起を勉強して

初めて知りました。他人の不幸を喜ぶ気持ち、俗語で言えば、ざまあみろってことです。本来ならこの感情は抱くべきものではないかもしれませんが、でもその誰もが抱く負の感情と向き合うことで、本来の自分を見つめなおすことができるとも言えます。古今東西を問わず人間はそういう感情を起こすのです。

さて、このように楽しんで勉強していたものの翌日には覚えたこと自体を忘れて、初めて知ったわとノートにメモしていたら他のページに既に自分が書いていたということが間々ありました。記録↓記憶↓想起する流れが私の中で止まってしまうんです。

そして試験が終わった途端、覚えた記憶が殆どなくなりました。エビングハウスの忘却曲線のように…。反復こそが勉強ですね。



リメイク

晩年「お馬鹿さんになっちゃった」が口癖だった母との別れから、もう三年が過ぎた。

実家の片づけをしていて、出てきた着物に私たち姉妹はびっくり。

母は七人兄弟の長女で、貧しいがため上級学校に行けず、嫁入り道具も十分ではなかったので肩身の狭い思いをしたと聞いたことを思い出した。私は、入学式や卒業式以外、母の着物姿を見た記憶はない。着物を着てお出かけするゆとりなどなかった母が、いつ着物をしつらえたのだろうか？地味な物が多いことから、私たちが成人してから少しずつ買い求めたのだろう。全く袖を通していない物が大半であった。母の気持ちを思うと、とても処分する気になれなくて、私が引き取ることに。

これを機に、私のモノづくりが始まった。長年使っていなかったミシンを修理し、図書館で着物のリフォームの本を探し、我流でチクチクを始めた。好きな生地を買って作る洋裁とは異なって、着物

丸山路代

をほどいて洗い、時にはシミ抜き等思いのほか手間がかかる。それでも作品ができるとうれしくて、もともと好きなことだけに夢中になり、暇を見つけてはミシンを踏んでいた。

私が異変に気付いたのは、昨年の秋頃だったろうか。急に左膝が痛くなり、踏ん張りがきかなくなった。歩行に支障はないが、速度は落ちたし、立ち上がり動作がぎこちなくなった。不安になり整形外科を受診したら「膝に水が溜まっている。抜きますか？」と言われ即座に「いいえ」と。若いころに痛めた膝が、急に反旗を翻すとは…。リハビリを勧められたが、電気を当てるだけ。思い当たるのは運動不足。医師と相談して治療は中止することに。

田舎育ちで体力には自信があり、今まで健診で何ら問題はなかったのに、こんなことでしっぺ返しを食うとは。年を侮ってはいけないと大いに反省。何よりも運動習慣のなかった自分の生活を見直す必要に駆られ、年末からスイミングを

開始した。好きなことを続けたいがために、体力づくりに励む今日この頃である。



令和元年度 全国保健師長会名古屋市支部 活動報告

1 総会・研修会等活動報告

(令和元年六月～令和二年五月)

実施日	活動内容	場所	参加者
令和元年 六月十八日(火)	令和元年度総会 平成三十年活動報告・令和元年度事業計画	梅の花 栄店	四十一名
七月 三日(水) 七月 四日(木)	局に要望書提出 「保健師職の適正部署の配置について」	健康福祉局 子ども青少年局	会長始め 各五名
八月 三日(土)	第一回研修会 愛知県看護協会保健師職能委員会 「保健師が書く記録」～人材育成の視点から～ 講師 東京女子医科大学 清水洋子 氏	愛知県看護協会 看護研修会館	十六名 (内会員十三名)
十二月十四日(土)	第二回研修会 「まちじゅう元気!!保健師活動の核」 講師 名張市役所 西寫知子 氏	ウインクあいち	三十二名 (内会員二十二名)
令和二年 一月二十二日(火)	新年会	Japanese Dining OWL	四十二名
三月	なでしこ 第二十六号 発刊		発行部数 二一〇部
五月十九日(火) (予定)	退職者を送る会	ローズコートホテル	

2 役員会開催状況

実施日	活動内容	場所
令和元年 七月十六日(火)	第一回役員会 令和元年度事業計画・役割分担・研修会・会報「なでしこ」第二十六号について 全国保健師長会東海北陸ブロック理事・支部長会報告について	中保健センター
九月十七日(火)	第二回役員会 研修会・新年会・会報「なでしこ」第二十六号・学会参加費等助成実施要領について	中保健センター
十二月十四日(土)	第三回役員会 令和元年度全国保健師長研修会・代議員総会報告について 研修会・学会参加費等助成実施要領・新年会・退職者を送る会について	ウインクあいち
令和二年 三月十七日(火)	第四回役員会 退職者を送る会について	中保健センター
四月二十二日(火) (予定)	第五回役員会 令和二年度総会について	中保健センター

3 被表彰者記念品贈呈

(1) 愛知県看護協会会長表彰

藤原啓子（総務局職員部メンタルヘルス・保健指導担当主幹）

(2) 令和元年度 健やか親子二十一年全国大会（母子保健家族計画全国大会）における
公益社団法人母子保健推進会議会長表彰

岡本理恵（子ども青少年局子育て支援部子育て支援課子育て支援課長）

4 全国保健師長会関連事業報告（平成三十一年四月～令和二年三月まで）

(1) 東海北陸ブロック理事・支部長会出席（岐阜県）（令和元年六月二十九日）

支部長 栗津昌枝（熱田保健センター保健予防課長）

(2) 東海北陸ブロック研修会出席（岐阜県）（令和元年八月二十四日）

会 員 十三名参加

(3) 第四十一回全国保健師長会代議員総会出席（岡山県）（令和元年十一月十六日）

代議員（支部長） 栗津昌枝（熱田保健センター保健予防課長）

代議員 能島優子（緑区役所福祉課地域包括ケア推進担当主査）

*健康日本二十一推進に関する特別委員会

委員長 岡本理恵（子ども青少年局子育て支援課長）

(4) 全国保健師長会研修会出席（岡山県）（令和元年十一月十四日～十一月十五日）

会 員 能島優子（緑区役所福祉課地域包括ケア推進担当主査）



全国保健師長会名古屋支部（通称なでしこ会）規約

（名称）

第一条 本支部は「全国保健師長会規約」

第八条に規定されている指定都市の支部とし「全国保健師長会名古屋支部（通称 なでしこ会）」と称する。

（事務局）

第二条 本支部の事務局は、支部長の所属機関内におく。

（目的と事業）

第三条 本支部は保健師業務の進歩発展と会員相互の連携親睦を図り、もって地域住民の健康づくりに寄与し、名古屋市市の公衆衛生の向上に資することを目的とする。

第四条 本支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 保健師及び保健師で係長同等以上の業務に関する事項
- (2) 保健師業務について情報の収集及び提供に関する事項
- (3) 保健師業務についての研修に関する

る事項

- (4) 保健師業務についての調査研究に関する事項
- (5) その他本支部の目的達成に必要な事項及び支部会報発行

（会員と組織）

第五条 本支部の会員は、名古屋市職員のうち、次のいずれかに該当する保健師であつて本支部の目的に賛同して入会したものである。

- (1) 保健師で係長と同等以上の職にあるもの

- (2) 職員の任務に関する係長昇任選考試験（看護保健職―保健師）に合格したもの

第六条 本支部は、次のブロックをおき、会員は勤務公所地のあるブロックに所属するものとする。

- (1) 第一ブロック
（千種区・中区・昭和区・名東区）
- (2) 第二ブロック

（東区・北区・西区・守山区）

- (3) 第三ブロック

（中村区・熱田区・中川区・港区）

- (4) 第四ブロック

（瑞穂区・南区・緑区・天白区）

第七条 本支部の会員は、別に定める会費を負担する。

（役員）

第八条 本支部に次の役員をおく。

- (1) 支部長 一名
- (2) 副支部長 一名
- (3) 幹事 四名
- (4) 監事 一名
- (5) 特別幹事 若干名
- (6) ブロック長 四名

第九条 支部長、副支部長及び幹事は、総会において会員の中から選出する。

- 2 支部長は、幹事の中から実行委員長、書記、会計及び支部会報発行担当者一名を指名する。

- 3 特別幹事は、本庁係長及び課長職担当職以上をあて職とする。

第十条 支部長は本支部を代表し、支部を総括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部長の職務を代

行する。

第十一条 役員の任期は一年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第十二条 本支部の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、毎年一回開催する。必要時、臨時総会を開催できるものとする。

3 役員会は、毎年位置回以上開催する。第十三条 総会及び役員会は、支部長が招集する。

2 総会は、会員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び収支決算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 規約の改正

(4) その他本支部の運営に関する重要事項

(会議の議長)

第十四条 総会は、議長として実行委員長が当たるものとする。

2 役員会の議長は、支部長が当たる。

(議決)

第十五条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、支部規約第十三条第二項の適用については、出席したもののみなす。

(会計)

第十六条 本支部の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本支部の会計年度は、毎年七月一日に始まり翌年六月三十日に終わる。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるものの他、必要な事項は別途内規に定める。

附則

この規約は平成七年四月一日より施行する。

この規約は平成九年七月二十三日改正

この規約は平成十四年六月十八日改正

この規約は平成二十二年六月十五日改正

この規約は平成二十四年七月十七日改正



令和元年度 全国保健師長会名古屋支部 会員名簿

氏 名	所 属 ・ 職 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
藤 原 啓 子	総務局職員部メンタルヘルス・保健指導担当主幹	四六〇―八五〇八	中区三の丸三―一―一	九七二―二二六三
加 藤 佳 子	総務局職員部安全衛生課メンタルヘルス・保健指導担当主査	四六〇―八五〇八	中区三の丸三―一―一	九七二―二二七六
伊 藤 千恵子	環境局地域環境対策部公害保健課認定審査主査	四六〇―八五〇八	中区三の丸三―一―一	九七二―二六九〇
上 田 いせの	精神保健福祉センター支援係長	四五三―〇〇二四	中村区名楽町四―七―一八	四八三―二〇九五
伊 藤 和 子	健康福祉局生活福祉部保険年金課国民健康保険保健事業主査	四六〇―八五〇八	中区三の丸三―一―一	九七二―二五六七
黒 田 あ い	健康福祉局健康部感染症対策室結核対策等主査	四六〇―八五〇八	中区三の丸三―一―一	九七二―二六三三
荒 川 緑	健康福祉局健康部健康増進課地域看護係長	四六〇―八五〇八	中区三の丸三―一―一	九七二―二六三二
藤 本 美 保	生活衛生センター感染症主幹	四六四―〇〇七一	千種区若水一―二―三三	七二一―〇一九一
岡 本 理 恵	子ども青少年局子育て支援部子育て支援課子育て支援課長	四六〇―八五〇八	中区三の丸三―一―一	九七二―二六〇一
長 沼 裕 子	子ども青少年局子育て支援部子育て支援課母子保健係長	四六〇―八五〇八	中区三の丸三―一―一	九七二―二六二九
木 村 安 奈	東部児童相談所相談援助第二係緊急介入主査	四五八―〇八四一	緑区鳴海町字小森四―八―五	八九九―四六三〇
水 谷 知 子	千種保健センター保健看護担当主査	四六四―〇八四一	千種区覚王山通八―三七	七五三―一九八四
鈴 木 愛	千種保健センター主査心得	四六四―〇八四一	千種区覚王山通八―三七	七五三―一九八四
浅 野 佳代美	東保健センター保健看護担当主査	四六一―〇〇〇三	東区筒井一―七―七四	九三四―一二一九
高 市 ふきこ	北保健センター保健看護担当主査	四六二―八五二二	北区清水四―一七―一	九一七―六五五四
竹 田 映梨子	西保健センター保健看護担当主査	四五一―八五〇八	西区花の木二―一八―一	五二三―四六一九
奥 村 陽 介	中村区役所福祉課地域包括ケア推進担当主査	四五三―八五〇一	中村区竹橋町三六―三―一	四五三―五三六七
草 田 怜 美	中村保健センター精神障害福祉・難病対策等担当主査	四五三―八五〇一	中村区竹橋町三六―三―一	四五三―五三七一
江 本 裕美子	中村保健センター保健看護担当主査	四五三―〇〇二四	中村区名楽町四―七―一八	四八一―二二二八
佐々木 直 子	中村保健センター副係長	四五三―〇〇二四	中村区名楽町四―七―一八	四八一―二二二八
日 高 橘 子	中保健センター保健予防課長	四六〇―八四四七	中区栄四―一―一八	二六五―二二六〇
梅 村 みえ子	中保健センター保健看護担当主査	四六〇―八四四七	中区栄四―一―一八	二六五―二二六三

氏 名	所 属 ・ 職 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
岡 田 恵 子	昭和保健センター保健予防課長	四六六―〇〇二七	昭和区阿由知通三―一九	七三五―三九六〇
和 田 美智代	昭和保健センター保健看護担当主査	四六六―〇〇二七	昭和区阿由知通三―一九	七三五―三九六一
中 谷 真 紀	瑞穂区役所福祉課地域包括ケア推進担当主査	四六七―八五三一	瑞穂区瑞穂通三―三二	八五二―九三六六
佐 藤 かおり	瑞穂保健センター保健予防課長	四六七―〇〇二七	瑞穂区田辺通三―四五―二	八三七―三二六一
加 藤 寿 子	瑞穂保健センター精神障害福祉・難病対策等担当主査	四六七―八五三一	瑞穂区瑞穂通三―三二	八五二―九二二一
長 井 理恵子	瑞穂保健センター保健看護担当主査	四六七―〇〇二七	瑞穂区田辺通三―四五―二	八三七―三二七一
森 登志恵	熱田区保健福祉センター所長・福祉部長	四五六―八五〇一	熱田区神宮三―一―一五	六八三―九九〇一
栗 津 昌 枝	熱田保健センター保健予防課長	四五六―〇〇三一	熱田区神宮三―一―一五	六八三―九六八一
伊 神 智 代	熱田保健センター保健看護担当主査	四五六―〇〇三一	熱田区神宮三―一―一五	六八三―九六八四
山 内 望 美	中川保健センター保健看護担当主査	四五四―〇九一一	中川区高畑一―二二三	三六三―四四六五
松 岡 まり子	港区役所福祉課障害担当主査	四五五―八五二〇	港区港明一―二―二〇	六五四―九七〇一
大 岡 康 子	港保健センター精神障害福祉・難病対策等担当主査	四五五―八五二〇	港区港明一―二―二〇	六五四―九六六三
江 崎 道 代	港保健センター保健看護担当主査	四五五―〇〇一五	港区港栄二―二―一	六五一―六五三九
大 橋 加 奈	南区役所福祉課地域包括ケア推進担当主査	四五七―八五〇八	南区前浜通三―一〇	八二三―九四一三
伊 藤 清 美	南保健センター保健感染症係長	四五七―〇八三三	南区東又兵ヱ町五―一―一	六一四―二八一二
藤 崎 祐 子	南保健センター精神障害福祉・難病対策等担当主査	四五七―八五〇八	南区前浜通三―一〇	八二三―九三七四
山 田 真由美	南保健センター保健看護担当主査	四五七―〇八三三	南区東又兵ヱ町五―一―一	六一四―二八一二
熊 田 みどり	守山保健センター保健看護担当主査	四六三―〇〇一一	守山区小幡一―三―一	七九六―四六二五
能 島 優 子	緑区役所福祉課地域包括ケア推進担当主査	四五八―八五八五	緑区青山二―一五	六二五―三九八一
磯 部 多 恵	緑保健センター精神障害福祉・難病対策等担当主査	四五八―八五八五	緑区青山二―一五	六二五―三九八一
山 田 昌 美	緑保健センター保健看護担当主査	四五八―〇〇三三	緑区相原郷一―七―一五	八九一―三六二八
井 上 祐 子	名東保健センター保健看護担当主査	四六五―八五〇六	名東区上社二―五〇	七七八―三二一五
森 郁 子	天白保健センター保健看護担当主査	四六八―八五一〇	天白区島田二―二〇一	八〇七―三九一九
唐 川 祐 一	厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室主査	一〇〇―八九一六	東京都千代田区霞が関一―二―二	〇三一五五三一―二二

編集後記

令和二年四月から保健と福祉のさらなる連携強化（障害福祉窓口の一元化）が全市に広がります。制度利用時、関係窓口間の移動の負担軽減や障害者の高齢化や介護、生活困窮、子育て支援など、複合的な福祉ニーズに切れ目なく対応する区民にわかりやすい福祉窓口となります。精神障害者・難病患者等への対応に関わる保健と福祉の連携が確実に図られるよう保健師の役割も期待されているところであります。

さて、今回なでしこ会報二十六号を発刊する運びとなりました。市幹部の方々、賛助会員の先輩方からは、毎年度、保健師活動を支える温かい励ましのお言葉やメッセージをいただき、大変感謝しております。

今後とも全国保健師長会名古屋市支部（なでしこ会）へのご支援を、どうぞよろしくお願いいたします。



編集委員

栗津 昌枝 水谷 知子 能島 優子

<表紙写真 勝 田 信 行>

<題 字 竹田 映梨子>

なでしこ 第26号

令和2年3月吉日 発行

編集：全国保健師長会名古屋市支部（なでしこ会）

部数 210部

印刷：アミエ株式会社

